



第 1. はじめに

1. ご挨拶

近年、ドローンが急速に普及しており、様々な産業やビジネスに使用されています。海外での事業やイベントにドローンを使用する機会もありますが、各国で、飛行可能なエリアの制限や事前許可の取得など、規制やルールが異なります。入国時にトラブルとなる可能性や、認識なく法令違反となることもありますので、各国の法制度を理解しておく必要があります。

そこで、本号では、現時点(3月29日)における各国のドローンに関する法規制の概要について紹介いたします。

過去の Newsletter は[こちら](#)

2. 社外取締役、顧問契約、内部通報窓口業務のご案内

社外取締役の重要性が高まっており、企業統治指針(コーポレートガバナンス・コード)の改定指針では東証1部を引き継ぐ「プライム市場」の企業に対し、独立した社外取締役を全体の3分の1(その他の市場の上場会社においては2名)以上選任すべきとしています。当グループは海外経験豊富な弁護士が揃っており、海外展開をしている又は予定がある企業に対して法的観点からの助言のみならず実体験に基づくビジネス上の助言をできると思いますので、社外取締役を探されている場合には遠慮なくご相談ください。

次に、法律顧問料の見直しをご検討中の方、当事務所は個々の事情に合わせて柔軟に顧問契約プランを設定可能です。また、当グループでは1か国のみならず、複数国を顧問対象とするグローバル顧問契約も用意しております。個々のご事情に沿った顧問契約を承っておりますので、遠慮なくご相談ください。

また、当グループは顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・ 法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・ 人員削減のため手が回らない
- ・ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っておりますので、お気軽にお問合せください。

内部通報窓口について、日本のみならず、当事務所の拠点がある各国でも対応可能です。近時、海外拠点においても窓口を設ける企業が増加しており、委託先を探されている企業はご相談下さい。

3. 対応業務及び対応方法

法人のお客様がメインですが、個人のお客様にも対応しております。不動産購入、賃貸借トラブル、相続、国際離婚、ビザ手続、証明書申請の代行など、ご不安なことがありましたらご相談ください。

当グループは直接の面談に限らず、スカイプ及び Zoom 等の手段を利用してオンラインでの面談についても対応しております。また、日本国内においても東京、大阪及び佐賀に事務所を有しており、ご都合の良い事務所にお越し頂き、その事務所にて各国の事務所と繋いで対応させて頂くことも可能です。

また、海外の案件のみならず、日本国内の案件についても幅広く取り扱っておりますので何かございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

4. 中小機構の国際化支援、神戸市海外ビジネスセンターのご案内

当グループのメンバーが、中小機構の中小企業アドバイザー(新市場開拓)に選任されております。

共同代表： 永田貴久弁護士、堤雄史弁護士

メキシコ事務所： 南智士弁護士、津村亜希子ゼネラルマネージャー

マレーシア事務所： 荻原星治弁護士、西谷春平弁護士

バングラデシュ事務所： 藤本抄越理リーガルコンサルタント

また、フィリピン事務所の金子知史弁護士は、2022 年度に続き、2023 年度も、神戸市海外ビジネスセンター・アドバイザーに選任されております。

上記事業の利用要件を満たせばこれらの制度を利用して無償で相談可能ですので、是非積極的にご活用下さい。恐縮ですが、これらの制度の利用を希望される方は当事務所に直接連絡を頂く形ではなく、中小機構又は神戸市海外ビジネスセンターにご連絡頂きますようお願いいたします。

目次

第 1. はじめに.....	1
第 2. 各国のドローンに関する法規制の概要.....	3
1. 日本.....	3
2. タイ.....	5
3. マレーシア.....	6
4. ミャンマー.....	8
5. メキシコ.....	8
6. バングラデシュ.....	10
7. フィリピン.....	11
8. ベトナム.....	13
【TNY グループ及び TNY グループ各社】.....	14

第 2. 各国のドローンに関する法規制の概要

1. 日本

ドローンについては、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 11 章(第 132 条以下)において、「無人航空機」に関する登録、飛行等が規定されていて、その概要は以下の通りです。

ただし、実際に飛行させるにあたっては、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成 28 年法律第 9 号)やその他の飛行制限を規定する道路交通法、自然公園法等の法令や条例での制限が課されていないかを確認する必要があります。また、無線設備の搭載に関しては総務省の免許等の取得が必要とされる場合がある他、映像撮影についての総務省ガイドラインが発表されています。2022 年 12 月 5 日に「無人航空機総合窓口サイト」(<https://www.mlit.go.jp/koku/info/index.html>)が開設され、これらのドローンに関する情報が一元的に紹介されています。

(1) 飛行許可の必要な空域

航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれや、落下した場合に地上の人等に危害を及ぼすおそれが高い以下の空域においてドローンを飛行させるには、予め国土交通大臣の許可を受ける必要があります(法 132 条の 85 第 1 項)。

- (A) 空港等の周辺(進入表面等)の上空の空域
- (B) 緊急用無空域
- (C) 150m以上の高さの空域
- (D) 人口集中地区の空域

上記(A)および(D)については、国土地理院のホームページに地図が掲載されていて、(B)については、災害時等に国土交通大臣によって指定され、国土交通省のホームページで公示されます。

(2) 飛行の方法

ドローンの飛行にあたっては、以下①～④を遵守することが必要とされ、⑤～⑩に該当しない飛行(「特定飛行」)は技能証明を受けた者による機体認証を受けたドローンの操縦に限り認められます(法第 132 条の 86 第 1 項、第 2 項)。

- ①アルコールまたは薬物等の影響下で飛行させないこと
- ②飛行前確認を行うこと
- ③航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ④他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ⑤日中(日出から日没まで)に飛行させること
- ⑥目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ⑦人(第三者)または物件(第三者の建物、自動車等)との間に 30m 以上の距離を保って飛行させること
- ⑧祭礼、縁日等多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- ⑨爆発物等危険物を輸送しないこと
- ⑩無人航空機から物を投下しないこと

(3) 国土交通大臣の承認等

(a) 機体の登録

ドローンを飛行させる前には、必ず機体の登録をして(法第 132 条の 2)、登録記号を機体に表示して、リモート ID を機体に掲載することが求められます(法第 132 条の 5)。

(b) 機体証明・技能証明

上記(2)⑤～⑩に該当しない特定飛行については、ドローンの第二種以上の機体認証と操縦者の二種以上の操縦技能証明の取得が必要とされます(法第 132 条の 86 第 2 項)。

(c) 飛行許可・承認

上記(1)で指定された空域でドローンを飛行させるには、ドローンの最大離陸重量が 25 kg 未満で一定の条件に該当し、飛行マニュアルの作成等無飛行の安全を確保するための必要な措置を講じる等により許可・承認を不要とすることができる場合を除き、予め申請して該当する飛行許可・承認を受ける必要があります(法第 132 条の 85 第 2 項)。

(d) 飛行計画の通報と飛行日誌の記録

上記(2)に該当する飛行を除き、特定飛行を実施する場合には、予め飛行計画を通報し(法第 132 条の 88 第 1 項)、飛行日誌を備置して、必要事項を記載しなければなりません(法第 132 条の 89)。

2. タイ

(1) ドローン規制の概要

タイでは、2015年に遠隔操縦航空機のカテゴリーにおける無人航空機操縦・発信の許可申請規則および条件に関する運輸省の通達(2015)が発表され、ドローンの規制が開始されました。

現在では、上記発表に加え、航空法改正第14号(2019)、放送委員会テレビ事業及び電気通信委員会の一般用無人航空機の周波数免許の基準及び条件に関する発表(2020)にもドローン規制の規定があり、タイ民間航空局(The Civil Aviation Authority of Thailand (“CAAT”))とタイ国家放送電気通信委員会(The National Broadcasting and Telecommunications Commission (“NBTC”))が管轄しています。

(2) ドローン登録の規制

タイでドローンを使用するためには、まずNBTCにて登録を行う必要があります。

また、以下の機体についてはCATTにて別途登録を行う必要があり、同登録にはドローン保険の加入が必須となっています。

- ・ 録画用カメラを搭載したドローン
- ・ 重量が2kgを超え25kg以下のドローン
- ・ 重量が25kgを超えるドローン(当該機体に関しては、飛行の都度、運輸大臣からの飛行許可も必要となります。)

(3) ドローン飛行の規制

タイのドローン飛行の規制は、機体の重量(2kg以下/2kg超25kg以下/25kg超の3つに区分されています)や使用目的(娯楽・スポーツ目的/その他の目的)によって細かく分かれています。以下は、ビジネスやイベントでドローンを使用する際の主な規制です。

(a) 飛行前における規制

- ・ 土地所有者の許諾を得ること
- ・ 登録証またはその写しや消火器を携帯すること
- ・ 身体生命に関する損害のため、別途保険(最低1回100万バーツ以上)に加入していること
- ・ 事故時の対応、医療処置、ドローンが制御不能になった場合の解決策等、緊急時の対応策を備えること

(b) 飛行時の規制

- ・ 制限区域や限定区域、危険区域、官公庁の建物や病院の敷地内では、許可なく飛行してはならない
- ・ 空港または臨時飛行場から9km以内は許可なく飛行してはならない
- ・ 日の出から日没までの間で、機体を明確に視認できること
- ・ 雲の中や近くを飛行してはならない
- ・ 地上90メートルを超えて飛行してはならない
- ・ 有人飛行機の近くを飛行してはならない

- ・ 他人のプライバシーを侵害してはならない
- ・ 飛行業務に関係のない人、車両、建物に 50 メートル以上接近して水平飛行してはならない
- ・ 事故が発生した場合、操縦者または発射者は、ただちに所轄の官公庁に連絡しなければならない

上記の他にも、細かな規制があり、ドローンの重量や使用目的によっては更なる規制がなされる場合があります。また、各イベントやビジネスの種類や規模によって使用可能な周波数帯が異なるため、ドローンを操縦する際にはこの点にも注意する必要があります。

(4) 罰則規定と今後の動向

上記のように、タイでドローンを使用する際には、機体の登録や様々な規制の遵守が必要です。

運輸大臣の許可を得ずにドローンを使用したり、許可条件に反した場合には、「1年以下の懲役若しくは 4 万バーツ以下の罰金又はその両方に科す」(航空法改正第 14 号第 78 条)との罰則もあります。

また、現在タイではドローン使用の許可申請にあたって、申請者に試験を課す等の改正が検討されているとの情報もあります。今後のドローン規制の動向も含めて逐次確認しておくことが推奨されます。

3. マレーシア

マレーシアにおけるドローンに関する法令として、1969 年民間航空法 (Civil Aviation Act 1969)、2016 年民間航空施行細則 (The Civil Aviation Regulations 2016) 及び 1998 年通信マルチメディア法 (Communications and Multimedia Act 1998) があります。

(1) 1969 年民間航空法

民間航空法はマレーシアにおける民間航空機の運航について規定している主要な法律です。本法に基づき、担当大臣には空港及び航空サービスを提供する目的のためのライセンスの発行権限が付与されています。ライセンス(省庁により付与された空港事業の運営のためのライセンス以外のライセンス)の申請手続きは民間航空局長官による承認を得た上で民間航空局 (Department of Civil Aviation) により手続きが進められます。

(2) 2016 年民間航空施行細則

民間航空施行細則は、民間航空法に基づき、下位法令として 2016 年 3 月 31 日に施行されました。航空機の登録、運行責任者、乗務員及びエンジニアのライセンス付与、航空機の販売、航空事故の調査、航空機の運航並びに航空機の担保について規定しています。

本施行細則 Part XVI において、無人航空機(ドローン)は、3 種類規定されています。すなわち、①小型無人航空機 (Small unmanned aircraft)、②小型無人偵察機 (Small unmanned surveillance aircraft)、③無人航空機システム (Unmanned aircraft system) の 3 つです。

①小型無人航空機について、気球又は凧以外で、飛行するための設備を設置した、航空機を含む燃料を除いて重量が 20Kg 以下の無人航空システムを意味します。

小型無人航空機の責任者は飛行させるための許可は不要であるが、安全に飛行させなければならないとされています。また、衝突を回避する目的で、他の航空機、人、車両、船舶及び構造物との関係で飛行経路を監視するのに十分な小型無人機との直接的かつ肉眼的な接触を維持しなければならないとされています(施行細則 142 条)。

②小型無人偵察機は、いかなる形式の監視又はデータ取得を行うために装備された小型の無人航空機を意味します。

小型無人偵察機は、飛行前に民間航空局長官より許可を得ない限り、以下のいずれかの状況において、小規模な無人監視航空機を飛行してはならない旨規定されています(施行細則 143 条)。

- ・ 任意の指定区域上の場合
- ・ 指定区域から 150 メートル以内の場合
- ・ 1,000 人を超える人が集まっている上空の場合
- ・ 1,000 人を超える人が集まっている上空の 150 メートル以内の場合
- ・ 航空機の責任者の管理下でない任意の船舶、車両又は構造物から 50 メートル以内の場合
- ・ 人が 50 メートル以内にいる場合
- ・ 離陸又は着陸中に 30 メートル以内に人がいる場合

③無人航空機システムは、パイロットなしで運航されている航空機及びその関連要素を意味します。

以下の場合における人による航空機の飛行を禁止しています(施行細則 140 条)。

- ・ 航空交通サービス(ATS)ルート、ターミナルコントロールエリア(TMA)、コントロールゾーン(CTR) (通常は特定のエリア(空港など)の表面から上限まで)を含むクラス A、B、C 又は G の空域)、航空管制措置が要求される場所、継続的な双方向無線通信が必要な場所
- ・ 飛行場交通ゾーン(飛行場(水上滑走路を含む)やヘリポートなどの飛行機の到着、出発又は移動に使用される地域の指定された寸法を意味する)
- ・ 地球表面から 400 フィート以上の高さ
- ・ 民間航空局長官の許可を得ない場合

いかなる者も民間航空局長官の許可を得ない限り、航空事業目的のための無人航空機システムの飛行は禁止されています(施行細則 141 条)。

航空機が燃料を含まずに 20kg を超える場合、民間航空局長官から航空機を飛行させる許可を事前に申請する必要があります(施行細則 144 条)。

(3) 1998 年通信マルチメディア法

通信マルチメディア法は、担当大臣がライセンスに関連する通達を發布できる旨規定しています。当該規定に基づき、マレーシアの通信マルチメディア委員会(Malaysian Communications and Multimedia Commission)は、無人航空機システムを使用する場合には、特定の技術パラメーターを遵守しなければならない旨の通達を發布しています。

4. ミャンマー

(1) ドローンの法規制

ミャンマーではドローンに関して規定した法令は現時点では存在しません。

(2) 事実上の規制

ドローンについて管轄する政府機関であるミャンマー民間航空局 (Department of Civil Aviation) によれば、ドローンについては以下の制限が課されるとのことです。また、実際にドローンをミャンマーに持ち込む場合及び使用する場合には事前にミャンマー民間航空局に確認する必要があります。

- (a) 空港から半径 8km (5 mile) 以内でドローンを飛行させてはならない。
- (b) ドローンは操縦者の視界の範囲内で飛行させなければならない。
- (c) 高度 120m (400 feet) を超えてドローンを飛行させてはならない。
- (d) 夜間にドローンを飛行させてはならない。
- (e) 速度 160km/h (100 mph) 以上でドローンを飛行させてはならない。
- (f) 人の上空を飛行させてはならない。
- (g) 人口が少ないエリアを除き、走行中の車両からドローンを飛行させてはならない。

5. メキシコ

(1) 関連する法令

ドローンの使用に関して、民間航空法 (Ley de Aviacion Civil)、メキシコ航空登録規則 (Reglamento del Registro Aeronáutico Mexicano)、メキシコ公式規格「メキシコの空域で遠隔操縦航空機システム (RPAS) を運用するための条件 NOM-107-SCT3-2019 (以下、「本 NOM」といいます。)」などを遵守する必要があります。なお、メキシコ公式規格 (Norma Oficial Mexicana) とは通称「NOM」と呼ばれ、法的強制力のある規格基準です。

ドローンは、本 NOM 上の遠隔操縦飛行システム (Remotely Piloted Aircraft System-Sistema de Aeronave Pilotada a Distancia、以下「RPAS」といいます。) に該当します。RPAS は、固定翼機、ヘリコプター、マルチコプター又は飛行船などの遠隔操縦航空機とそれに付随する遠隔操縦ステーション、必要な制御装置その他の付属品と定義されています。ただし、建造物内で運用される RPAS については、本 NOM は適用されません。

(2) RPAS の分類

本 NOM において、RPAS は、その用途に従い次の 3 つに分けられ、下表のように分類されています。RPAS の分類によって、守らなければならない基準が異なります。

- ・ レクリエーション用 RPAS (RPAS de uso Recreativo) : RPAS オペレーターがレクリエーション用に使用する遠隔操縦飛行システム

- ・ 商用 RPAS (RPAS de uso Comercial) : RPAS オペレーターが営利目的に使用する遠隔操縦飛行システム
- ・ 非営利かつ個人的使用 RPAS (RPAS de uso Privado No comercial) : RPAS オペレーターが非営利目的に使用する遠隔操縦飛行システム

分類	最大離陸重量	用途	RPAS オペレーターが準拠しなければならない本 NOM 上の項目
RPAS Micro	2kg 以下	レクリエーション	4.10, 4.11 及び 5.1.
		非営利かつ個人的使用又は商用	4.10, 4.11, 5.1, 5.2 及び 8
RPAS Pequeño	2kg 超 25kg まで	レクリエーション	4.10, 4.11 及び 6.1.
		非営利かつ個人的使用又は商用	4.10, 4.11, 6.2 及び 8
RPAS Grande	25kg 超	レクリエーション	4.10, 4.11 及び 7.1.
		非営利かつ個人的使用又は商用	4.10, 4.11, 7.2 及び 8

(3) 共通の規制

RPAS の分類に関わらず、主に以下のような事項については共通して遵守する必要があります。

- ・ パイロットは、飛行場から 9.2km 超かつ、ヘリポートから 900m 超離れた場所で飛行させなければなりません。なお、飛行場やヘリポートは運輸通信省 (Secretaría de Comunicaciones y Transportes) の連邦民間航空局 (Dirección General de Aeronáutica Civil) がウェブサイトで公表する「飛行場及びヘリポートデータベース (Base de Datos de Aeródromos y Helipuertos)」に掲載されているものを指します。
- ・ 連邦民間航空局から夜間飛行の許可を得ていない限り、日の出から日没の間に飛行しなければなりません。
- ・ 航空路誌 (Publicación de Información Aeronáutica) で指定されている禁止区域、制限区域、危険区域で飛行してはいけません。
- ・ 科学研究用の RPAS は、連邦民間航空局からの許可、国立地理統計情報院 (Instituto Nacional de Información Estadística y Geográfica: INEGI) からの許可及び国防省 (Secretaría de la Defensa Nacional) からの許可を得る必要があります。

(4) 分類に応じた規制

本 NOM においては、上記 (2) の分類に応じた規制が設けられています。その詳細を紹介することは紙幅の関係上できませんが、以下、主な規制について紹介いたします。

- ・ RPAS の登録
レクリエーション用 RPAS Micro で最大離陸重量が 0.250kg を超える場合、レクリエーション用以外の RPAS Micro の場合、RPAS Pequeño の場合、その所有権、占有権、その他の権利を取得、譲渡、変更、担保、消滅させるための文書を連邦民間航空局のウェブサイトにおいて登録し、RPAS 登録番号 (Folio) を取得する必要があります。

PRAS Grande の場合、航空機の国籍を特定するための書類である登録証明書 (Certificado de Matricula) を取得しなければなりません。登録証明書の取得は、RPAS の所有権、占有権、その他の権利を取得、譲渡、変更、担保、消滅させるための文書の取得を通じて行われます。

- ・ 民事賠償責任保険

レクリエーション用以外の RPAS Micro の場合、第三者への損害賠償を目的とした民事賠償責任保険に加入していることを要します。

レクリエーション用以外の RPAS Pequeño 及び RPAS Grande の場合、有効な第三者賠償責任保険契約の承認文書 (Oficio de Aprobación de la Póliza de Seguro de Responsabilidad Civil por daños a terceros) を得ていることを要します。

- ・ 運航許可

レクリエーション用以外の RPAS Pequeño 及び RPAS Grande の場合、連邦民間航空局より運航許可を取得する必要があります。

- ・ パイロットの許可又は免許

レクリエーション用以外の PRAS Pequeño の場合は RPAS を操作する者が RPAS パイロット許可 (Autorización de Piloto del RPAS Pequeño) を得ていること、レクリエーション用以外の PRAS Grande の場合は RPAS を操作する者が RPAS パイロット免許 (Licencia de Piloto del RPAS Grande) を受けていることをそれぞれ要します。パイロットの許可及び免許は、18 歳以上であること、生来のメキシコ人であること、講習を受けることなどの要件が定められています。

なお、レクリエーション用以外の RPAS Micro であって夜間飛行などの特別運行許可を受ける場合は、RPAS パイロット許可を有する操作者が操作することが求められるなどの例外もあります。

6. バングラデシュ

バングラデシュにおけるドローンの使用については、「ドローン登録及び飛行ポリシー2020 年」に基づき、航空局が規制しています。同ポリシーでは、ドローン飛行が認められる条件、場所、許可が必要なドローンのタイプ等について定めています。

(1) ドローンの種類

以下の種類に基づき、許可が発行されます。

カテゴリ A: レクリエーション目的の使用

カテゴリ B: 教育や調査等の非商業目的のために、公的・民間の団体又は個人による使用

カテゴリ C: 調査、映像、映画、運搬等、商業的及び専門的な目的による使用

カテゴリ D: 政府又は軍隊による使用

(2) ドローンの使用地域

バングラデシュ国内を重要性及び安全性の観点で 3 種類の地域に区分し、ドローンの飛行を認めています。

(a) グリーンゾーン

- ・ 空港又は制限区域から 3～5 キロ以内の地上 50 フィート(15.24m)まで
- ・ 空港又は制限区域から 5 キロ以上離れた場所で、地上 100 フィート(30.48m)まで

グリーンゾーンでのドローン飛行について許可は不要です。

(b) イエローゾーン

制限地域、軍隊管轄区域、人口密度が高い地域、混雑地域はイエローゾーンとされ、管轄当局からの許可が必要です。

(c) レッドゾーン

危険地域、禁止地域、空港はレッドゾーンに区分され、ドローン飛行について特別許可が必要です。

(3) ドローン登録

以下の手続きにて、航空局よりドローン登録及び登録番号を取得することができます。

(a) カテゴリ B 及び C の場合、Air Navigation Order に基づき、ドローン登録及び登録番号を申請します

(b) カテゴリ A に該当し、ドローンが高度 100 フィート(30.48m)以上の飛行が可能又は重量 5 kg 以上(積載量含む)の場合は、登録が義務づけられています。

(c) 登録に必要な書類は以下の通り

- ・ ドローンの使用目的
- ・ 仕様の写し
- ・ ドローン領収書
- ・ BTRC (Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission) の認証(通信システムに影響を与えないこと)
- ・ 申請者の写真及び身分証明書
- ・ 携帯電話番号
- ・ 飛行中に生じる緊急時対応計画(ドローンのバッテリー切れ、制御不能等の場合の対応)
- ・ 国防省からの異議なしレター
- ・ その他、航空局が求める書類や情報

7. フィリピン

(1) フィリピンにおけるドローン法規制概要

フィリピンでは、航空局の管轄において、ドローンの使用について監督及び規制がなされています。フィリピンにおいては、ドローンの使用を規制するため、「PCAR」と呼ばれる規則が定められており、ドローンは、遠隔操縦される無人航空機であるとの定義がなされています。また、航空交通安全を目的とした登録と運用に

関するガイドラインが定められています。

(2) 一般的な規制

フィリピンにおけるドローン規制法令によると、ドローンの使用は非商業的な使用と商業的な使用のいずれの場合においても、以下の一般的な規制を受けるとされています。なお、以下の規制は一例となります。

- ① 人口密集地の上空においては、ドローンが故障した場合にその地域を回避することができない高さで飛行させてはならない。
- ② ドローンを操作する者は、ドローンが飛行中、着陸もしくは離陸中、ドローン操作に直接関係のない者から少なくとも 30 メートル離れていることを確認しなければならない。
- ③ 航空局の事前承認がない限り、以下の範囲内で RPA を操作することはできない。
 - (a) 地上高 400 フィート
 - (b) 飛行場基準点から半径 10 キロメートル

(3) ドローンの商業的運用における規制

ドローンを商業的に運用する場合においては、業務運用については、「Operator Certificate」を取得する必要があります。以下の書類を提出が求められる場合があります。

- ① 製造元が発行する取扱説明書
- ② ドローン保険/第三者賠償責任保険に関する書類
- ③ 耐空特別証明書(該当する場合に限る。)
- ④ 航空局が発行するドローン登録証明書

また、「Operator Certificate」の保有者として認められるための要件が定められており、これらを満たす必要があります。

- ① ドローンを安全に運用するために適切な組織・体制を有していること
- ② 提案された業務を安全に実施するために、十分な資格と経験を有する人員を有していること
- ③ 使用するタイプのドローンを使用して提案された業務を遂行するのに適切な施設・設備を有していること
- ④ 操作を行うための適切な慣行と手順が確認されていること

さらに、操縦者としての証明書の取得も必要であるとされています。取得には、以下のような申請者の資格が必要とされています。

- ① ドローンメーカーが実施するトレーニングコースを、操縦しようとするタイプのドローンの操作について修了した者
- ② 管制空域外でドローンを操作した経験が 5 時間以上あること
- ③ 指定された試験に合格していること
- ④ 航空局の正規職員が実施するデモフライトに合格していること

(4) ドローンに関する違反行為についての罰則

フィリピンの航空局は、ドローンに関連する規則や規制に違反した場合、違反 1 件につき 2 万ペソから 10 万ペソの罰金で処罰すると定めています。また、違反した場合は、操縦者としての資格停止又は抹消事由に該当する場合があります。

8. ベトナム

(1) ドローン飛行の許可制

ベトナムでは、2008 年に制定され 2011 年に改正された無人航空機及び超軽量航空機の管理に関する政令、2020 年に制定された無人航空機と超軽量航空機の飛行禁止空域及び飛行制限区域の設定に関する首相決定などにより、ドローンに関する規制が行われています。

ドローンを飛行させるためには、飛行予定日の 7 営業日前までに、国防省に対し、飛行許可証を申請しなければなりません。

(2) ドローン飛行禁止区域

以下の区域では、ドローンの飛行が禁止されています。

- ・ 国防省が直接管理・管轄する特に重要な軍事区域及び国防建設区域
これらの区域から 500m 以内は飛行が禁止されます。
- ・ ベトナム共産党、ベトナム政府機関、地方機関、ベトナム国内にある外国の大使館、領事館などの区域
これらの区域から 200m 以内は飛行が禁止されます。
- ・ 国家防衛区域(軍事キャンプ、戦闘訓練区域、刑務所など)
これらの区域から 500m 以内は飛行が禁止されます。
- ・ 民間機及び軍用機が使用する空港内
- ・ ベトナムの空域に設定された航空路内
- ・ その他、国防、国家安全、社会秩序の維持のために当局の裁量で設定される区域

(3) ドローン飛行制限区域

以下の区域では、飛行許可にあたって当局が指定する条件に従ってドローンを飛行させる必要があります。

- ・ 高度 120m 以上の空域
- ・ 混雑している場所の上空
- ・ ベトナムと中国の国境からベトナム側に 25,000m の区域
- ・ ベトナムとラオス、ベトナムとカンボジアの国境からベトナム側に 10,000m の区域
- ・ 空港の飛行禁止区域の隣接区域であり、無人航空機と超軽量航空機の飛行禁止空域及び飛行制限区域の設定に関する首相決定の附属図に記載されている区域

発行	<p>TNY Group</p> <p>【TNY グループ及び TNY グループ各社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TNY Group URL: http://www.tnygroup.biz/ ・東京・大阪(弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所(東京及び大阪)、永田国際特許事務所) URL: https://tny-lawfirm.com/index.html ・佐賀(TNY 国際法律事務所) URL: https://tny-saga.com/ ・タイ(TNY Legal Co., Ltd.) URL: http://www.tny-legal.com/ ・マレーシア(TNY Consulting (Malaysia) SDN.BHD.) URL: http://www.tny-malaysia.com/ ・ミャンマー(TNY Legal (Myanmar) Co., Ltd.) URL: http://tny-myanmar.com ・メキシコ(TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V.) URL: http://tny-mexico.com ・イスラエル(TNY Consulting (Israel) Co.,Ltd.) URL: http://www.tny-israel.com/ ・エストニア(TNY Legal Estonia OU) URL: http://estonia.tny-legal.com/ ・バングラデシュ(TNY Legal Bangladesh) URL: https://www.tny-bangladesh.com/ ・フィリピン(GVA TNY Consulting Philippines, Inc.) URL: https://www.tnygroup.biz/pg550.html ・ベトナム(KAGAYAKI TNY LEGAL (VIETNAM) CO., Ltd.) URL: https://www.kt-vietnam.com/ ・イギリス(TNY CONSULTING (UK) Ltd.) URL: https://www.tnygroup.biz/uk.html 	<p>Newsletter の記載内容は 2023 年 3 月 29 日現在のものです。情報の正確性については細心の注意を払っておりますが、詳細については各オフィスにお問合せください。</p>
----	---	--